

## 違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012 に対する 主催者開会挨拶

ご紹介にあずかりました、大熊です。

本日は、違法伐採対策合法証明木材等に関する国際セミナー2012 を開催しましたところ、朝早くからおおぜいの方にお出で頂き、ありがとうございます。特に本日は、海外からも、5名のゲストコメンテータをはじめ、多くの参加者にお出で頂いています。主催者を代表して、心から歓迎申し上げます。ありがとうございました。

日本では、国際的な違法伐採対策や森林法強化と貿易の動きに対応するため、業界団体が中心となり林野庁のガイドラインに基づく合法性が証明された木材の供給体制を整備し普及をはかってきました。一定の手続きに基づいて業界団体により認定された事業者による証明書の連鎖で合法性等を消費者に伝えるこの仕組みは、日本において今大きな広がりを見せています。

国際的にも Goho-Wood の取組みとして知られているこの活動は、日本だけでなくグローバルな基準になっていく可能性があるものと考えます。本日は昨日まで開催されていきました国際熱帯木材機関の理事会に引き続く日程設定となっており、国際熱帯木材機関に関わる海外の関係者にさらに認知を広げ、今後の展望について議論するよい機会となることを期待しています。

午前中の第1部は林業経済研究所の荒谷現事長に座長をしていただき、違法伐採問題に対応し合法性証明のための日本の取組について、様々な角度から報告をさせていただきます。午後の第2部は森林総研の国際研究推進室藤間室長に座長をしていただき「国際的な視野から見た日本の合法性証明の意義と課題」について、海外からのゲストを交えて議論を深めていただきます。

著名な日本を代表する国際林業関係の経済学者と科学者が、それぞれの座長をしていただくけることを誇りに思います。

私の専門は木材加工・木材利用であります。その観点から少し個人的な意見を述べさせていただきます。木材利用サイドの目的は良い製品作り、良い住宅造りであり、そのためには品質・性能が保証された木材原材料の確保が最優先課題であります。ところが Goho-Wood、森林認証材は品質を担保するものではありません。ここに品質を規定する JAS 規格等との連携が必要と考えます。

逆に言えば、製材・木材・製品は鉄やプラスチックのような工業製品と異なり、森林で生産される生物資源であります。環境保全機能を果たす森林との深い関わりを考えたとき、木材製品は品質保証に加えて、合法性、環境保全性、

資源持続性による評価を取り込んだ総合評価による良否判定が必要な(特殊な)製品であることを深く認識すべきと思います。

木材の生産と利用は、21世紀を支える持続的資源確保、資源利用の基本的システムとして位置付けられます。その仕組みの構築の中で、Goho-Woodの取り組みが果たす役割は大きなものがあると信じています。

本日はGoho-woodの取組みのグローバルな意義についての認識をいただくとともに、忌憚のないご意見をいただき、発展の一助にさせていただきたいと思えます。

ご静聴ありがとうございました。

2012年11月11日

全国木材組合連合会  
違法伐採対策・合法木材普及推進委員会会長  
大熊幹章